

## 一般社団法人日本ワークルール検定協会 設立趣意書

労働者の権利を守る労働法制は、第二次大戦後の憲法規定（27条、28条）や労働三法（労働組合法、労働基準法、労働関係調整法）からスタートし、その実績を積み上げてきました。

その後、一連の労働基準関係の立法によって、職場の労働環境の整備が進められるとともに、経済成長や国民生活の向上が図られてきました。

ところが近時企業間競争の激化などにもとない、労使関係が大きく変動し、就業形態の多様化、非正規労働者の増加、労働組合の組織率の低下等が進行しています。

同時に、長時間労働、雇用終了、労働条件の一方的変更、メンタルヘルス・ハラスメント等をめぐり多様な労使紛争が発生し、いわゆる「ブラック企業問題」が社会問題化しています。

このような労働問題を適切に回避し解決するためには、労使が対等な立場で話し合うとともに、社会的にもワークルールに関する知識・認識を高める必要があります。

そのために学校教育等でのワークルール教育の重要性が指摘され、そのような社会的機運も高まってきました。

そこで、2013年6月に、NPO法人「職場の権利教育ネットワーク」は、ワークルールの社会的定着を目的として「ワークルール検定」を開始しました。だれでも興味を持ちやすく、職場や家庭で気軽に議論ができ、効果的な知識獲得手段であることに着眼したわけです。

その後、「ワークルール検定中央実行委員会」として、労働組合や労働関連団体などと連携・協力して対象地域の全国拡大を図り、一定の成果が得られました。

今後、「ワークルール検定」のさらなる普及・発展を図るためには、政・労・使・学などの多様な主体と協同し、それぞれの主体の積極的参加を通じてより広範な社会的運動として構築する必要があります。

そこで、ワークルール検定制度の組織運営体制の整備・強化やワークルール教育の充実を目的とする「日本ワークルール検定協会」をここに設立します。

2014年10月8日

ワークルール検定中央実行委員会  
（NPO法人職場の権利教育ネットワーク、日本労働組合総連合会、教育文化協会、  
日本労働文化財団、労働者福祉中央協議会、NPO法人働く文化ネット、旬報社）